

会 議 録

会議の名称	小金井市名誉市民選考委員会（第2回）
事務局	企画財政部広報秘書課秘書係
開催日時	平成20年5月19日（月）午後5時06分～午後6時13分
開催場所	小金井市役所第一会議室（本庁舎3階）
出席者	委員長 渡辺 嘉二郎 委員 副委員長 佐久間 良子 委員 委員 石黒 めぐみ 委員 須内 勝子 委員 山崎 美樹 委員 増田 章夫 委員 村越 政雄 委員 天野 久美子 委員 佐藤 容子 委員
事務局	企画財政部長 上原 秀則 広報秘書課長 平岡 良一 広報秘書課秘書係長 山本 英一郎 広報秘書課秘書係主任 深草 智子
傍聴の可否	可 ・ 一部不可 ・ 不可
傍聴者数	—
傍聴不可等の理由等	名誉市民条例第7条第9項により、原則として公開しない。
会議次第	1 開会 2 委員長挨拶 3 市長挨拶 4 委員紹介 5 連絡事項・事務局紹介 6 第1回小金井市名誉市民選考委員会会議録の確認 7 諮問 (1) 名誉市民の選定について ① 有近哲郎氏について ② 宮崎 駿氏について 8 答申 9 その他 10 閉会
会議結果	別紙のとおり
発言内容・発言者名 （主な発言要旨等）	別紙のとおり
その他	

会 議 結 果

事務局 : 第2回小金井市名誉市民選考委員会を開会いたします。
本日は、マイクを設置していますので、発言の際はご使用ください。
なお、増田委員は所要のため1時間程で退席されます。
それでは委員長よろしく願いいたします。

委員長 : それでは第2回小金井市名誉市民選考委員会を開催します。
稲葉市長より挨拶をお願いします。

〔市長 挨拶〕

委員長 : 続きまして、前回欠席の天野久美子委員ご挨拶をお願いします。

〔天野委員 挨拶〕

委員長 : ありがとうございます。
それでは続きまして、事務局より事務連絡をお願いいたします。

〔事務局より事務連絡及び人事異動による事務局職員の紹介〕

事務局 : 市長は議事録確認と諮問依頼の後、一時退席し答申の際に戻ります。

委員長 : 次第書の6番目の議事に進めます。

第1回小金井名誉市民選考委員会議事録の確認を行います。

前回の議事で確認したとおり、本委員会の議事録は発言者の発言ごとに要点筆記にて記載され、議事録の確認後、発言者の名前も含め市のホームページ等で公開されます。

事務局より訂正等の説明をお願いします。

〔訂正箇所について事務局から説明〕

委員長 : 何か質問ありますか。

佐藤委員 : 訂正2箇所のうち1箇所がそのままになっています。

委員長 : では、訂正どおりに訂正するというので。他にありますか。

それでは、今の部分を除いて確認してよろしいですか。

〔各委員より意見、異議なし〕

委員長 : ありがとうございます。

それでは、今のところを訂正し、これを議事録として確認します。

次に7番目の諮問に移ります。

公務のために市長が一時退席します。

〔市長が諮問書を読み上げ、諮問書を委員長へ渡す。〕

〔市長退席〕

委員長 : それでは、諮問書の審議に入ります。

本日は2人の方の選定の諮問です。

選定にあたっては、名誉市民ですから、1人ずつ選定していきたく思います。

まず、1人目の方について、事務局より説明をいたします。

〔事務局より、有近哲郎（星野哲郎）氏について説明〕

委員長 : 事務局からの説明に質問等ありますか。

当委員会としては、名誉市民条例第2条（称号を贈る条件）の観点から議論することとなっています。

質問、意見等ありますか。

事務局 : 事務局から説明します。

有近哲郎氏は、星野哲郎さんという本名でない名前の方が有名だと思いますが、今回の資料の方は本名（有近哲郎）で全て作成しました。

各市の状況はそれぞれで、本名でなければいけない、そうでないほうがよい等という決まりを設けている市はありません。

また、当市の条例上もその部分は規定していないので、各委員のご意見を伺いたいと思います。

最終的には、ご本人に確認のうえ決定したいと考えています。

村越委員 : 星野先生は、個人的にもよく存じています。人格、識見その他についても全く申し分のない方です。

先程の本名ではない名前ですが、小金井の名誉市民としてよそに誇るとすれば、やはり全国的に知られた名前の方が良いと思います。是非、星野哲郎先生で受けていただくとありがたいと思います。

委員長 : 他に質問、意見ありますか。

天野委員 : 全く同じ意見です。

名前は星野さんでお願いしたいと思います。作家としての活動以外にも、美化活動や教育委員会委員をされるなど、市民としてこういう活動もしていらっしゃるということは、とても誇らしく思いますので、是非この諮問にお答えしたいと思います。

委員長 : ありがとうございます。他にありますか。

増田委員 : 私も同感です。

これだけの業績を残され、地元の市にも貢献し、体格もよろしいので街を歩いていると声を掛けられるなど市民にも親しみやすい方です。

ロータリークラブの会長もされ、今後市にいろいろな形で貢献していただくことも含め業績は問題ないので是非推薦したいと思います。

委員長 : ありがとうございます。他に何かありますか。

村越委員 : 星野先生の業績の中の「乱れ髪」は福島県いわき市の塩屋の岬のことですが、いわき市の名誉市民にはなっていませんか。

事務局 : いわき市に確認はしていませんが、他の自治体で名誉市民になっているという情報は把握していません。ご指摘がありましたので確認します。

村越委員 : 他の自治体で名誉市民になっている場合、小金井市の名誉市民にはなれないということはあるですか。

事務局 : ありません。

委員長 : 他にありませんか。

佐藤委員 : 皆さんの意見と同じです。

非常に多面的な貢献をされている方であるということを押見し、感銘を受け大変誇らしいと思います。

いろんな賞を受賞されているので、この機会にお伺いしたいのですが、海事功労賞、交通文化賞というのはどういう賞ですか。

事務局 : 本人から経歴として頂いた資料で受賞の確認は出来たのですが、受賞年月が古いので、賞の内容についてまでは事務局で確認しきれなかったところがあります。

佐藤委員 : わかりました。

委員長 : 佐久間委員意見ございませんか。

佐久間委員 : 今まで発言された委員の方々と全く同じで、これだけの業績があり、また小金井市にこれだけ貢献なさっているので、名誉市民になっていただくのに全く欠けるところがないと思います。

好奇心で伺いますが、何年から小金井市に住んでいらっしゃいますか。

事務局 : 個人情報保護の関係で調べられないので、ご理解ください。

委員長 : 山崎委員いかがですか。

山崎委員 : 星野哲郎さんの業績等を拝見し、また本当に素晴らしい方が小金井にいらっしゃるということを知り、びっくりしましたし、本当に誇りにしたいという事を深く感じました。推薦を是非させていただくべき方だと思います。

委員長 : ありがとうございます。須内委員いかがですか。

須内委員 : 私も皆様と同意見です。

有近哲郎さんというお名前は存じ上げませんでしたが、今説明を聞いて素晴らしい方が小金井にいらっしゃると思います。

委員長 : ありがとうございます。石黒委員いかがですか。

石黒委員 : 私も同じです。是非推薦したいと思います。

事務局 : 授賞式については、当市は今年市制50周年を迎え10月に記念式典を行う予定です。その式典で贈呈を予定しております

石黒委員 : ありがとうございます。

委員長 : 他に意見等ありますか。

皆さんの意見を伺い、有近哲郎さん、星野哲郎さんは、本委員会選考委員会として、名誉市民に選定することでご異議ありませんね。

〔異議なし〕

委員長 : 異議なしという事で、全員一致で推薦します。

有近哲郎さんか、星野哲郎さんにするかについては、後日本人の意向を市長が直接伺い決定するということになると思いますが、本委員会としては有名な方の星野哲郎さんという意見になると思います。

それでよろしいですね。

〔意見なし〕

委員長 : それでは、星野哲郎さんを本委員会で推薦します。

続きまして、2人目の方の審議に移ります。

事務局より説明をお願いします。

〔事務局より、宮崎駿氏について説明〕

委員長 : ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明について質問、意見はありますか。

村越委員 : 所沢市で名誉市民などを戴いていませんか。

事務局 : まだ所沢市の名誉市民ではないと聞いていますが、埼玉県では既に受けています。

村越委員 : 県民ですね。

事務局 : はい。県民を受けていらっしゃいます。

なかなかこういった表彰を受けていただけない方だという噂も聞いていますが、今回名誉市民に選定された場合は、協力していただけるということなので調書も作成し、本日の委員会に諮問しました。

委員長 : 須内委員どうぞ。

須内委員 : 本当にうれしく思います。

「風の谷のナウシカ」や、「もののけ姫」は、環境問題を取り扱っている内容で、アニメーションの枠にとらわれない、素晴らしい作品になっております。

小金井市としてこの方を推薦するという事は、逆に名誉ある事だと思いますので、是非推薦したいと思います。

委員長 : ありがとうございます。では、順番にどうぞ。

増田委員 : 今の委員さんの言うように、トトロの森のモデルになった八国山の環境保全に資金面で援助されるなど結構頑張っているという事です。

小金井市でも、金熊賞を受賞した年の市民まつりで映画会を上映したことがあり、市へ協力もされています。

業績については、全く問題ないと思いますし、素晴らしい方なので、推薦に値すると思います。

委員長 : ありがとうございます。他に。

山崎委員 : 私も宮崎駿さんは推薦できる方だと思います。

業績を見て本当に素晴らしい方だということを再確認しました。

三鷹にもスタジオがありますので、他の自治体で名誉市民になる前に小金井市で。

なかなか受けていただけない方がいいですと言ってくれたのであれば、ますます50周年で推薦できればとても良いと思います。

市役所の第二庁舎に「ハウルの動く城」の模型が置いてありますが、事務局が小金井にあるという事がまだあまりクローズアップされていません。

今話を聞き、公になるのはお嫌なのかなと感じましたが、逆にスタジオがあるという事をもっと広く伝えることが、小金井市の発展や明るい影響につながるのではないかと思います。

「ハウルの動く城」の模型を見るたびに、小金井に在りますということを知ってもら

えればいいと感じていたので、まず第一の取り掛かりとして、名誉市民という形で推薦できることが小金井市の発展にも良いと思います。

委員長 : ありがとうございました。

石黒委員 : 特に「となりのトトロ」は子どもの教育にとっても本当に良いということで、私だけではなく、いろんな親が「となりのトトロ」からビデオを見せ始めたと思います。

「耳をすませば」は本当かどうかわかりませんが、小金井1中と本町住宅がモデルで、小金井の自然の豊なところを気に入っているのではないかなと思います。

世界の宮崎駿さんが他の自治体の名誉市民にならないうちに名誉市民になっていたきたいと思います。

委員長 : ありがとうございました。

佐藤委員 : 私も三鷹の森ジブリ美術館はつい最近訪れましたが、たいへん素晴らしい所でした。

スタジオジブリは、この資料ですと昭和60年から小金井にあるという事です。むしろ学生達のほうがよく知っていて、学生達からちょっと聞いたりしていました。

大変素晴らしい作品を出されている方なので、小金井市として推薦できるというのは大変名誉なことだと思います。

委員長 : ありがとうございました。

天野委員 : 皆さんと同じ意見です。

今までにない長編アニメーションで、私も親子ともども夢中になって、こんな見たことのない世界があるということで夢も膨らみました。

そして、スタジオジブリが小金井市にあるのは知っていましたが、ある意味何か秘密にしておきたいような宝物がそつとあるという気持ちもありましたけれど、小金井の名誉市民になってもいいと言ってくださった事は、小金井市にとってはうれしいありがたいことだと思いますので是非と思います。

委員長 : ありがとうございました。

佐久間委員 : 私も、宮崎駿さんの名前も知っていますし、資料に出ている作品は全部見ていますけれど、小金井市との関係は知らなかったので関係が薄いのではないかと心配したのですが、説明を聞き、非常に関係が深いという事がわかりました。

そして名誉市民を受けてもいいとおっしゃっているということは非常に素晴らしいことだと思いますので、是非名誉市民になっていただきたいと思います。

委員長 : ありがとうございました。他にありますか。

村越委員 : 商工会会長として小金井を住みやすくするために色々なことをやっていますけれど、宮崎駿さんに名誉市民になっていただくとそれだけで、色々な事に拍車がかかって良いと思います。

例えば、小金井公園の中のお風呂屋さんですが「千と千尋の神隠し」の油屋のモデルになっているとか、こういう事を何回も出していきたいなと思っています。

グランプリを受賞した後、話題になり来場数も増えたのですが、時間が経つとまた元に戻ってしまうので、名誉市民になっていただき、色々とまち興しに繋がれると

ありがたいと思います。

委員長 : ありがとうございます。他にありますか。

なければ、皆さんにお諮りしたいのですが、宮崎駿氏について、本選考委員会として名誉市民に選定することに異議はありませんか。

〔異議なし〕

委員長 : 異議なしとということで、全員の推薦で名誉市民に選定します。

ありがとうございました。以上で、それぞれの方の審議は終了しました。

答申を行う前に、皆さんにお諮りすることがあります。

本委員会で答申を行った後、名誉市民条例の施行規則第5条の定めにより、推薦調書を作成し、その後市議会に提案します。

市議会の提案にあたっては、事務局が資料を作成しますが、資料の内容については、本委員会に提出された資料及び審査した内容を踏まえ、議会に提出する資料の書式（フォーマット）に沿った形に調製します。

最終的な書式の調製は委員長が内容を確認し、委員長一任とさせていただいてよろしいでしょうか。

〔異議なし〕

委員長 : 異議がないという事なので、資料の調製及び確認については、委員長一任とさせていただきます。

それでは、答申に移ります。

事務局 : これより、市長が到着するまでの間に答申書（案）を皆さんの机上に置かせていただきますので確認してください。

併せて、先程審議していただいた際に、1人目の星野さん、有近さんの件ですが、委員会の意見としては星野さんという意見でしたので、答申書についても、星野哲郎さんの名前となっています。

〔事務局より答申書（案）を各委員へ配布〕

委員長 : 事務局が配布しました答申書（案）を開いてください。

〔答申書を読み上げる。〕

委員長 : この内容で市長に提出しますが異議はありませんか。

村越委員 : 委員長に伺いたいのですが。

名誉市民というのは、お願いしてなっただけなのに、その方の名前に敬称が付いていません。公文書の形式といえればそれまでなのですが。

委員長 : 諮問書の形式ですね。

村越委員 : 諮問書の段階ではご本人に見せたくないですね。

事務局 : 行政の文書の形式です。他市の状況も確認しましたが敬称を付けているところはありませんでした。

意見として伺いますが、行政の文書ということでご理解願います。

村越委員 : 結構ですけど。

- 佐藤委員 : 敬称略等を付け加えることはできますか。
- 村越委員 : 小金井が先例を作ってもいいと思います。
- 委員長 : 様などの敬称を付けると、名前の一部と間違えられる可能性があるためだと思います。
- 村越委員 : 多分そうですね。
- 佐久間委員 : 答申では「下記の方を」と書いてあるので違和感はないのですが、諮問書に「縁故の深い者で」の「者」と言う表現が引っかかっていますが、これも表記の仕方ですね。
- 村越委員 : 個人情報と同じように、表記もだんだん変わってくるのでしょうか。
- 委員長 : いかがですか。この答申書を市長に渡すという事で、異議はありませんね。
- 〔異議なし〕
- 委員長 : 市長が到着するまでお待ちください。
- 委員長 : 市長が見えましたので、答申書を渡します。
- 〔委員長が答申を読み上げ、答申書を市長へ渡す。〕
- 市長 : ありがとうございます。
- 委員長 : その他について、事務局から連絡事項です。
- 〔事務局から連絡事項〕
- 委員長 : ありがとうございます。
- 今の事務局からの連絡事項について、質問はありますか。
- 佐久間委員 : 資料等は回収したほうが安心です。
- 事務局 : 本日配布した資料一式は、こちらで回収しますので机の上に置いておいてください。会議録は訂正部分を直して送付いたします。
- 委員長 : その他意見、質問はありますか。
- 須内委員 : 10月5日の式典に私達は参加できますか。
- 事務局 : 式典については招待状を送付する予定です。
- 委員長 : 他にありますか。
- 〔意見なし〕
- 委員長 : これをもちまして、第2回小金井市名誉市民選考委員会を閉会いたします。